

発行責任者：北澤潤子
 〒144-0052 東京都大田区蒲田 4-42-3
 イースタンコーポ蒲田 302
 TEL：03-6424-7561 FAX:03-6424-7562
 E-mail oota@seikatsusha.net
 大田・生活者ネットワークホームページ
<http://oota.seikatsusha.me>

大田・生活者ネットワーク 区議会レポート

きたざわ潤子

きたざわ・じゅんこ



<http://kitazawa.seikatsusha.me> 子どもたちの未来のために今、大切なこと

●大田・生活者ネットワークきたざわ潤子の活動を紹介します。

子どもの育つ力を応援する

第1回定例会が終わり、2017年度の予算編成が行われました。2016年6月から8月に行われた大田区の子ども生活実態調査では生活困難層を21%としました。子どもの貧困問題は看過できない問題です。今予算の「子どもの生活応援プラン」では社会的包摂の理念を共有し、子ども食堂などをはじめとした地域の社会的資源と連携することが明言されました。

奇跡のような脳の発達・0歳児期の重要性

脳科学が進み、生まれてからの1年は脳が飛躍的に発達する時期だと解明されています。特に生きるための脳、脳幹（体の調整機能、呼吸や脈拍、血圧や体温、食欲や性欲、睡眠欲など生きていくうえで必要不可欠な体の機能、根源的な欲求を司る脳）が一番発達する時期であり、基本的欲求が満たされる応答的な関係の中でその成長が促され、発育へも大きく影響していきます。たとえば「おなかがすいた」「ねむい」などの欲求に適切に応えること、授乳中に赤ちゃんが養育者の目を見つめるとき、それに呼応して微笑みながら話しかけること、このような積み重ねでコミュニケーション能力が引き出されます。最近の脳科学の知見では生後6か月から10カ月の間に正義感の発達の芽生えもみられる

ということですので、この時期の脳の成長のスピード・感受性ははかりしれず、養育環境の影響は大変大きいものです。

児童養護施設の子どもの例では、その7割が虐待を受けての入所です。虐待によって子どもは心身に障害を負ったり、人や社会を信じることができず自尊心が極端に低くなります。比較的大きくなってから虐待を受けた子どもは、支援により親を客観的に見られるようになり、親のたいへんさが理解でき、自分が悪いのではないと立ち直れる場合もあるそうです。しかし、0歳の時期に虐待を受けた子どもは、人格を破壊されるほどその心身のダメージは大きく、社会で生きていくことが大変難しいと聞きました。

脳の発達を理解する機会を得ることの提案

大田区では、両親学級において、沐浴や抱き方など具体的な赤ちゃんとの生活の仕方を教えています。しかしそれだけではなく、“乳幼児期

の脳の発達特性”についての知識を体系的に学ぶ機会をつくる事が必要だと提案しました。

きたざわ潤子プロフィール

(きたざわ・じゅんこ)
 ■高知県生まれ ■東洋英和女学院短期大学保育科卒業 ■日本女子大学通信教育課程家政学部児童学科卒業 ■幼稚園16年間勤務（めぐみ幼稚園・こひつじ幼稚園他）・嶺町幼稚園非常勤講師、日本保育学会会員 ■大田区議会議員（2011～） ■現在：子ども文教委員会、防災・安全対策特別委員会 ■大田区池上2丁目在住

information

ぜひお気軽にご参加ください。

政治塾

日時：4月22日（土）10時～12時

「公園を考える」

日時：5月20日（土）10時～12時

「プレイパークを考える」

場所：大田・生活者ネットワーク

事務所

参加費：無料

「3.11」を忘れない

～2011年3月11日を風化させないために～

日時：毎月11日 18時～19時半

場所：大田・生活者ネットワーク

事務所

参加費：300円（軽食付き）

子どもの権利

子どもの権利条約(※1)では「子どもの最善の利益」がうたわれ、その理念をもとに改正された児童福祉法(※2)では、「子どもは適切な養育・成長・発達・自立を保障される権利がある」としています。これまでの「保護される」存在というより、子ども自身が発達する権利の主体であることが明

確化されました。脳の発達にみるように、子どもには、自ら育つ力がすでに備わっています。その力を育む環境を創ることをめざして、提案を続けていきます。

(※1)子どもの権利条約：子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。子どもの生存、発達、保護、参

加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定。日本は1990年9月21日に109番目で署名、1994年4月22日、158番目の批准国。国連子どもの権利委員会からは、日本政府に対して、子どもの貧困解決のために包括的な取り組みをするように勧告がきている。

(※2)児童福祉法：1947年制定。2016年、子どもの権利条約の理念から“子どもの権利”の視点を明確にした改正がなされた。

子どもの力を育む“公園”とは？

大田区にもプレーパークを！

子どもは遊びの中で、探求心や好奇心を育み、遊びから「自分自身の意思」を育みます。子ども時代の遊びの体験やいたずらの経験は誰にとっても楽しい思い出です。

ところが、公園で騒ぐことやボール遊びを禁じられ、すべり台の上で数人でゲームをしている子どもたちがいるのが現状です。ゲー



樹木や土など自然環境が失われている都会でも、地域の大人と子どもが公園づくりを通じて、遊ぶ力を育てている「川崎市子ども夢パーク」を見学

ム依存・スマホ依存は必然なのかもしれません。子どもたちの心身の発達には、日々の遊びや遊ぶ場所を検証する必要があります。

年々、子どもの身体能力が落ちているように見受けられます。ころんで手がつかずに顔をケガする子ども、階段で足をひねって捻挫する子ども、跳び箱で手をついたとたんに関首を骨折する子どもがいる中で、日体大総合研究所の所長は「子どもが転んだ時、身を守れなくなっている。本来持つ運動能力を発達させられなくなっている」と根源的な理由に身体活動の不足を指摘しています。

人生を豊かにし、生きる力を育む遊びの時間を、今の子どもたちはどのように過ごしているのでしょうか。野外で自然とふれあいながら、体を思いっきり使って遊ぶことのできる公園が必要です。川崎の子ども夢パークや世田谷の冒険遊び場のような公園を区内にも作りたいと考え、大田区の姿勢を確認しまし



た。大田区では「都市部の市街地では子どもたちが思いっきり外遊びができる環境が少ないことは感じている。公園でのプレーパークの取り組みの可能性については今後も引き続き調査、研究していく」というものでした。遊びは、子どもにとって生きることそのものであることを踏まえた政策を今後も提案していきます。

わかりやすい寄付受付システムを！

～自分の意思が反映できるように～

区民からの寄付を原資とした給付型奨学金制度（2014年10月から5年間の期限付き）は、多くの学生の学業を支えています。これは、ある区民が若い頃に十分に勉強ができなかったから、若い人にはそんな思いをさせたくない、学びたい人は学べるように、との思いからできました。

また、西蒲田に大きな公園が生まれようとしています。亡くなった方が公園管理に関わっていたので、その意思を汲んでご遺族が大田区に土地を寄贈してできる公園です。

寄付という形の善意を、区政のさまざまな分野に活用するために、区民の意思をより反映でき、身近なこととして寄付文化を根付かせるためにも「誰でもいつでもいくらでも」参加できる仕組みが必要と考えます。

現在、大田区では使い方を定めた寄付として地域力応援基金、福祉費用積立基金、郷土博物館資料取得積立基金、その他の寄付、など限られた項目となっており窓口もそれぞれの所管課に分かれています。

多くの区民にとってどんな寄付の項目があるのか、その項目を選択できるのか、金額の設定があるのか、そしてどこが窓口なの

かを知ることが難しいのが現状です。

ある区では目的別寄付先として、児童養護施設等を巣立つ若者の進学、子育て支援、緑を守り・増やす、福祉、市民活動、文化活動振興、国際交流、教育環境整備、その他、区政全般のように項目が細かく分かれており、さらにこれまでの用途についても示され寄付の活かされ方がわかるようになっています。

大田区でも目的別の寄付先項目を細分化することをすすめ、より「区民の思い」が活かされるよう、わかりやすい窓口や広報として、区のホームページ、区報、チラシなどを活用して区民への周知も提案しました。

土地や家も積極的に寄付を受け付けて地域の活性化に！

さらに不動産についても、事前に区民からの活用方法のアイデアを募集し情報のストックをすすめ、防火帯や公園、市民事業への活動拠点の提供など、まちの機能を高めるために積極的に活かしていくことを提案しました。